

報告第6号

専決処分したものの報告について

町長の専決処分事項に関する条例（平成24年多可町条例第36号）本則第1号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

平成27年9月2日提出

多可町長 戸田善規

専決第8号

損害賠償の額の決定及び和解について

自動車事故による損害賠償の額の決定及び和解について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

平成27年7月22日専決

多可町長 戸田善規

記

事故の区分及び	対物事故
事故発生年月日	平成27年6月10日 午前10時25分頃
事故発生場所	
相手方の 住所氏名	
損害賠償額	金 179,723円 也
事故の概要	中野間地内の訪問先から事務所への帰途、八千代プラザ方面から北上していたところ、喫茶店「長崎屋」前の交差点において、前方不注意により、東方面へ走行していた相手方車両へ側面衝突した。 (過失割合 町9割：相手方1割)